

# 『信長公記』の叙述について

小林 慧子

諸口仰付けられ、信貴の城へ攻られ、夜責にさせられ防戦、弓折、矢尽、松永天主に火を懸け焼死候。

II 奈良の大仏殿、先年十月十日の夜炎焼。偏是松永の云為を以て三国隠れなき大伽監事故なく灰燼となる。

III 其因果忽ち歴然にて、誠に鳥獸も足を立つべき地にあらず。

IV 高山嶮所を、輒く、城介信忠、鹿の角の大立物ふり上げ、攻めさせられ、日比察者と聞へし松永、詮なき企して己れと猛火の中に入り、部類・眷属一度に焼死。

V 客星出来、鹿の角の御立物にて責させられ、大仏殿炎焼の月日時刻易らざる事、偏に春日明神の所為なりと諸人舌を巻く事。(『信長公記』巻十、「信貴城攻め落さるゝの事」)

『信長公記』(太田牛一撰述)かたるところの「信長」像——その何たるかを解説するにさいしては、『信長公記』の叙述そのものの質を問うことが不可欠であると思われる。その端緒として、記載された日付・地名、人名から喚起される「へとき」へところへ「ひと」が、『信長公記』という軍記のテキストに何をもたらし、どのような表現価値を成立させているのか、探ってみることにしたい。生活の場面に組みこまれた「へとき」へところへ「ひと」から、軍記にへ叙述されたものへである「へとき」へところへ「ひと」へ、という文脈の転換の中で、それらのことばに負荷されるものを、筆者なりに対象化してみたい。本稿はそのころみの一斑に過ぎず、『信長公記』のテキスト全般に言及しえたものではないが、分析の範囲を一箇所限定し、作業を集中させることで、少しでも具体的に問題点をうかがひあがらせることを心掛けたものである。

I 十月十日の晩に、秋田城介信忠、佐久間・羽柴・惟任・惟住

『信長公記』の叙述について

右は、角川文庫本『信長公記』(以下『公記』と略す)二三〇ページより引いたものである。考察の便宜上、全体を五つの段落に分ち、引用にあたっては、各部分の冒頭にローマ数字で番号を付して改行し、その間に一行分の余白を設けて区切りを明らかにした。

引用箇所は、『公記』本文では、「松永謀叛并に人質御成敗の事」「片岡城攻め干さるゝ事」といった先行記事をうけており、内容の点では、松永久秀攻略に関する一連の報告のしめくくり位置している。

段落Ⅰは、(天正五(一五七七)年「十月十日の晩」のできごと)について、つづく段落Ⅱは、(永禄十(一五六七)年「十月十日の夜」のできごと)について、それぞれ報告文の体裁にのっとりて(叙述されたもの)である。断るまでもないが、ことばに分節され定立されたできごとを、なにかそれと客観的に対応する構造をもった事実というようなもの複写、あるいは映像としてみとめることはできない。非言語的現象の渾然たる充溢から、できごととしてことばに対象化されたものは、非連続な単位に切りとられ抽象されて、なにがしかの関係にもとづきながら組織されたかたを呈しているのである。すなわち、今ここで読み手が出会うのは、ことばに截断され、(へいつ) (へだれが) (へどこで) (へなにを) (へどのようにした) というステレオタイプの中で分節されて、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述を構成するできごとでしかない。そこで成立しているのは、ある種の特別な感覚や能力を働かせなく

とも、ひとがおのずから見たり聞いたりできるような型に打ちぬかれたできごと、いわば日常的習慣的サイズに裁たれたできごとである。

段落Ⅲで「其因果忽ち歴然……」の語句が迫りだしてくるに及んで、文脈は唐突に飛躍している。段落ⅠとⅡとに併記されていた二つのできごとは、ここで「因果」という一定の脈絡に還元され、Ⅰのできごとは、Ⅱのできごとから必然的なすじみちで帰結したものと断じられる。そうして、今一度Ⅰのできごとに言及しなおすことよって、この「因果歴然」のへしるしを讀みとらせるべく、Ⅳ・Ⅴの段落を手繰りだす——そのように、叙述全体の流れを推しすすめたりひきもどしたり、解いたり結んだりしながら、方向づけ秩序だてていくところの結締組織に似た働きがこの段落Ⅲにはみとめられるのである。なかでも実質的な核をなすのは「因果」の語であり、「信貴城攻め落さるゝの事」と銘うたれたこの記事を組み上げる上で、キーストーンさながらの位置に据えられているといえる。

『公記』全体のテキストでみると、(因果)とは、個々の事象の歯車のひとつひとつが噛み合うさいの、噛み合わせそのものであるとともに、その噛み合わせ方でもあり、またなにをしろしにいかんか了解するかという点にもかかわって、ことばを喚びおこし、叙述を編みあげていくポイントのひとつとなっている。「信貴城攻め落さるゝの事」でいえば、「因果」の語が段落Ⅲでもち出されることにより、段落Ⅰ・Ⅱに並列的にしるされて二つので

きごとは、ひとつに噛み合わせられるのであるが、さらにこれを境として、Ⅰのできごと（果）からⅡのできごと（因）へと移ってきていた叙述の流れが堰きとめられ、逆まきながら、Ⅱのできごと（因）からⅠのできごと（因）へと環流し（段落Ⅳ、「月日時刻易らざる事」という符合のもとにそれらを洗いなおして、「偏に春日明神の所為なり」という了解にいたらせるのである（段落Ⅴ）。つまり、Ⅰ段では報告されたできごとであったものが、Ⅲ段の「基因因果云々」の語句を軸として、Ⅴ段では了解されたできごとへと転回するあいだに、「信貴城攻め落さるゝの事」は、へ叙述されたものとしての首尾をととのえているしくみとなる。

あるできごとについて叙述されたあるものが、たんなる報告から了解へと水準を移行するときには、そこに組みこまれたことばの表現価値にもなんらかの変動の生じていることが考えられ、日常的なレヴェルでの体験の等高線を越えて指示機能が拡大したり、意味づけの多様性を促したりする境域を、ある程度まで開きみることでできごとである。本稿ではまずこの観点から、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述中で主要な結び目をなしていることばをいくつか、やや細く解きほぐして、そこに現れる表現の磁場を足がかりにしつつ、一定の文脈にことばが絡めとられるさい、どのような意味や指示が成立するものなのか探ってみることにしたい。

そこで、テキストの意図にしたがって、へ天正五年「十月十日

『信長公記』の叙述について

の晩」のできごと」としてへ叙述されたもの（段落Ⅰ）と、へ禄十年「十月十日の夜」のできごと」としてへ叙述されたもの（段落Ⅱ）とを、へ因果の脈絡に嵌めこんで読みとってみるとき、まず注意をひかれるのは、双方の記事に重複して出てくる一箇の人名が、この噛み合わせを端的に映しだすかたちできわだってくることである。すなわち、「松永」である。

この名前は、段落Ⅰ（松永天主に火を懸け……）、段落Ⅱ（偏は松永の云為を以て……）、段落Ⅳ（日比案者と聞へし松永……）の三箇所から摘出できるが、いずれも指示対象においては等価であり、へ松永久秀」という歴史上に実在した唯一人の人物を指している。指示とは、ここではとりあえず、ことばとことばならざるものごととの間に生まれる関係としておこう。三箇所の「松永」によって指示されるへ松永久秀」は、その個性性でもって唯一無二の存在のかたちを刻印する非言語的な現実対象なのである。

しかし、ことばとことばとの関係から成立する意味の観点からいえば、ⅠⅡⅣ各段の文脈にあらわれる「松永」は、そのつど変貌しており、指示におけるような単純な等個性をそこに見出すことはできない。意味は文脈によって決定されるものである。まず段落Ⅰでは、「松永」とは、へ織田信忠率いる軍勢の夜襲をうけ、奈良信貴山の抛城に自から火を放って果てた人物」であり、つづく段落Ⅱでは、へ奈良東大寺を夜討ちのさい大仏殿を灰燼に帰せしめた人物」となっているのである。それぞれの文脈に応じて意

味するところのものを相異させているが、そこに段落Ⅲの「其因果……」の語句が関与してくると、段落Ⅰと段落Ⅱとの間に叙述の上で〈果(Ⅰ)〉——〈因(Ⅱ)〉という脈絡がつけられるため、その結果として、段落Ⅰと段落Ⅱとの「松永」の間にもまた前者を後者の必然的帰結として読みとる関係があらわれる。すなわち、〈討つもの〉である「松永」(段落Ⅱ)から、〈討たれるもの〉である「松永」(段落Ⅰ)へと、転回する図式ができあがるのである。

このようなコンテキストをふまえて、最後に登場する段落Ⅳの「松永」になると、その意味は、段落Ⅰの「松永」と段落Ⅱの「松永」との各々意味するところのものが、重層し沈澱しあう下地を確保されており、〈討つもの〉〈討たれるもの〉の両極から発する磁気に作用されつつ、〈因果〉の働きにより、「日比案者と聞へ」ながら「詮なき企して」滅亡する人間を提示しているのである。

段落ⅠⅡⅣの「松永」相互の関係を右のようにみるならば、今度は、「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)という二つの「月日時刻」が、「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストで、どのような関わりと位置づけをもっているかを問題にしたい。「十月十日の晩」は段落Ⅰで、そして「十月十日の夜」は段落Ⅱで、それぞれの事件報告における時間指標としてかかげられている。繰りかえしのべているとおり、年代の位層から切りとってみれば、前者は天正五(一五七七)年「十月十日の晩」を、後者は

永祿十(一五六七)年「十月十日の夜」を指しているわけで、曆の上では十年の間隔をおいてしるしづけられ、実質においてはとちがえようもなく相違している〈とき〉である。その点では、「松永」のばあいとちがいが、この二つの日付が指示するところのものは等価にはならない。

また、テキストの三箇所に出現しそのつど文脈の動きに対応しながら、意味内容を、〈討つもの〉と〈討たれるもの〉との両義的な磁場にとりこみ、重層的にしあげていく「松永」に比して、「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)とは、前者が〈松永焼死の月日時刻〉を、後者が〈大仏殿炎焼の月日時刻〉を、一義的に負荷されただけにとどまっている。

つまり、それらの段落のそれらの位置にあるかぎりでは、両者の指示・意味ともに一回性を定められており、それぞれ一過性の非可逆的な〈とき〉の標示として、おのおのの段落の〈叙述されたもの〉の中に組みこまれ、その叙述構成の一条件をなす〈へいつ〉の部分をつたすことばの断片、全体の一部と化しているのである。

ところが、段落Ⅴで、あらためてそれと明記されているわけではないが、〈松永焼死の月日時刻〉が〈大仏殿炎焼の月日時刻〉と「易らざる事」を指摘されるといふ段取りでもって、「十月十日の晩」と「十月十日の夜」とが喚起されてくるとき、それらはもはや、段落ⅠⅡにおけるような〈叙述されたもの〉の一部分に甘んずるものではなく、むしろ〈叙述されたもの〉全体をそこで

集約し象徴するエッセンスとして価値づけられている。すなわち、  
〈いつ〉〈だれが〉〈どこで〉〈なにを〉〈どのようにした〉とい  
う記録体の骨格を形成する主要素のうち、〈いつ〉の部分に叙  
述内容のすべてが煮詰められ凝縮されることで、部分と全体とが  
入れ替り、「十月十日の晩」と「十月十日の夜」との「月日時刻  
易らざ」かたちにそって、〈松永焼死〉のできごとと〈大仏殿炎  
焼〉のできごとを載りぬいてしまふのである。

非言語的現実として体験されるばあいには、「天正五年 十月十  
日の晩」と「(永祿十年)十月十日の夜」(あるいはそれらに象徴さ  
れるできごと)とは、どのようにしても置きかえうるものではない。  
それぞれ固有の一回性的な状況と実質とを有して生起してい  
るはずである。しかし、似通ったところなど指摘できそうにない  
ものどうしが、ことばという特殊な鏡面の反射の中でみると、た  
いがたがいのうちに似姿をみとめ映りあう関係に置かれてしま  
うのである。

今かりに、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述中で、「十月十  
日の晩」と「十月十日の夜」とを相互に取り替え、「十月十日の  
晩に、秋田城介信忠……」とあるところを、「十月十日の夜に、  
秋田城介信忠……」とあらため、「奈良の大仏殿、先年十月十日  
の夜炎焼」の部分で、「奈良の大仏殿、先年十月十日の晩炎焼」  
として、「月日時刻易らざる事」とつづけても、表現および読み  
の上ではほとんど齟齬をきたさないであろう。「十月十日の夜」は、  
かつて「十月十日の晩」がその箇所て指示し意味したところのも

『信長公記』の叙述について

のを、やはり指示し意味するであろうし、「十月十日の晩」のば  
あいも同様の現象が認められるであろう。

「易らざる事」とは、このことばのかたちとして捉えたさいの、  
「十月十日の晩」と「十月十日の夜」との対称性について言われ  
るものであって、ことばならざる事実としてのそれらのあり様に  
関わるものではない。ところが、「信貴城攻め落さるゝの事」の  
テキストでは、それがまるで事実と事実との実在的關係でもあ  
るかのような擬態がもちこまれていたのである。すなわち、〈松  
永焼死〉のできごとについて〈叙述されたもの〉と、〈大仏殿炎  
焼〉のできごとについて〈叙述されたもの〉とが、それぞれ  
「月日時刻」の記載部分に集約され、「十月十日の晩」と「十月  
十日の夜」との対称形がいっさいを物語る真髓として注目されて  
いるのは、〈叙述されたもの〉と叙述されるもの〉とを即短絡し  
て読みとるようなペースベクトイヴ、ことばのかたちからストレ  
ートに事実を解釈し、事実をことばに似せことばに隷属させてし  
まうコンテキストが、前提に横たわっているからである。

「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストが「因果」ということ  
ばを結節点として組織されていることは、さきに一言した。「松  
永」の位相では、それによって、等価な指示のもとに両義性の磁  
場が形成されていた。そうして今、「十月十日の晩」と「十月十  
日の夜」とでは、かたちの対称をかたどられるできごとの対称で  
でもあるかのように摩りかえ擬装するしくみのポイントとなって、  
それが働いていると言えよう。

後にも説くことだが、『信長公記』のテキストで「因果」と出てくると、それは似たものが似たものを生み出すという原理の展開を意味しており、これに基づいて個々の事象はその一回性と特殊性とをややむやにされ、たがいがたがいの模倣として映しだされ、閉鎖的な循環運動の中へ繰りこまれてしまう光景が呈される。

「因果」(段落Ⅲ)という語の特殊なブリズムを通してみるとき、「十月十日の晩」と「十月十日の夜」とは、それらが段落ⅠⅡの各々の文脈に嵌めこまれていたばあいとは別次元の位層、すなわち段落Ⅴの文脈において「月日時刻易らざる」かたちに屈折しながら喚起されるのであり、報告記事のへいつの箇所を埋める記述一般としての類型性から、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述そのものが要求する、必然的な反復運動(「因果」の対称性へと転化する)のである。そこには、「因果」を軸として、〈大仏殿炎焼〉(「十月十日の夜」段落Ⅱ)——〈松永焼死〉(「十月十日の晩」段落Ⅰ)、すなわちへいつとき(因)——〈討たれるとき〉(果)という一八〇度転回した意味の対置が認められるのではあるが、それは今や、ひとつの図形が平面上を一八〇度回って向きを変えたとさきでできる像のようなものに、擬せられるのである。

ここで、「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストに今ひとつ重要な結び目を形づくっている語群にふれてみたい。それは、段落Ⅳの「鹿の角の大立物」および段落Ⅴの「鹿の角の御立物」が、「秋田城介信忠」(段落Ⅰ)「城介信忠」(段落Ⅳ)、「春日明神」

(段落Ⅴ)の各語と関わることで成立させる指示の敷衍もしくは階層化の問題である。

まず段落Ⅳに、「高山嶮所、輒く、城介信忠、鹿の角の大立物ふり上げふり上げ攻めさせられ……」と現われてくる「鹿の角の大立物」は、信貴山城攻撃当夜信忠が着用していた兜の鉢の裝飾を指すものであり、その側面から提示されてくるのだが、段落Ⅴに移り、「客星出来、鹿の角の御立物にて責させられ、大仏殿炎焼の月日時刻易らざる事、偏に春日明神の所為なり……」と文脈が動く中で、この「鹿の角の御立物」とは、たんに兜の鉢飾りではなくむしろそれを用いていた〈信忠〉その人を象徴するもの、というぐあいに変化していることに気づく。つまり、〈鹿の角の立物〉なる合戦装束の部分的指示でもって、それを身に帯びた〈信忠〉という人物全体を表現するわけで、部分が全体にとつてかわる点、換喩的關係にあると言える。

ここには、「松永」(段落ⅡⅣ)における等価性とも、「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)とにおける個別性とも異なる性質が、対象指示機能の上にとめられるのである。

「鹿の角の大立物」(段落Ⅳ)と「鹿の角の御立物」(段落Ⅴ)との間に生じているのは、指示される対象そのものは重なっておりながら、その部分から全体へと展開拡張していく働きである。〈鹿の角の立物〉と〈信忠〉とは、信貴山城攻略の戦闘場面において、各々ところをたがえつつ別々に存在していたわけではない。その時点では、この両者は、〈信忠〉が着用した〈鹿の角の立物〉あ

るいは「鹿の角の立物」を身につけた「信忠」として、連続して体化した含有関係をもち、分離しえない一個のものを形づくっていたはずである。少し前にとりあげた「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)とは、それぞれが別個の指示対象を提供されており、「月日時刻易らざる事」(段落Ⅴ)の一句に絡みあわされることによって、「とき」の指標を印する部分表記としての位置から、各々の対象全体を収束させる中心に昇格していった。これに対し、「鹿の角の大立物」(段落Ⅳ)と「鹿の角の大立物」(段落Ⅴ)と「鹿の角の御立物」とは、指示するところにおいて、「松永」同様唯一無二の存在「信忠」を共有しあっており、しかもそれでいて等身大には重ならず、結局、同一の対象の局部から全体へと拡大していく過程を見せているのである。

なおその上、「鹿の角の大立物」から「鹿の角の御立物」への移り行きは、「偏に春日明神の所為なり……」のくだりに連絡されるために、たんに同一対象の部分から全体へという拡張にとどまらない指示のレヴェルに転調されていく。

角川文庫本『信長公記』の脚注にならえば、「当時、鹿は春日明神の神使と信ぜられていたから」、その鹿の角の立物に飾られた兜を着けた「信忠の奮戦には明神の冥助ありと考えたのである」(二三〇ページ)。「兜の飾り」→「それを用いた実在の人間」→「そこに示される超越的神秘的な力」、と指示の上に指示が展開し重層していく。「鹿の角の立物」を媒体に「信忠」と「春日明神」とが関係づけられることになる。ことばをかえれば、「鹿の角の

大立物」(段落Ⅳ)から「鹿の角の御立物」(段落Ⅴ)に移る間に拡張された指示対象は、最終的には「信忠」と「春日明神」とに二重化しつつ、前者が後者をその内質に組みこんでいるのだ。すなわち、「鹿の角の立物を戴く信忠」の背後から「春日明神」の神威が耀いだし、摩訶不思議の浸透をうけて、「信忠」という現実の存在の実質は溶けさり、輪郭だけが残ったそこへ、かわって充溢しているのは、「春日明神」という超自然の存在から発する力なのである。

またここで、「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)とをひきあいに出すなら、これらが同一水準の現実に定位するできごとどうしを指示するのに比して、今ここで指示される「信忠」と「春日明神」とは、言ってみれば肉のものと霊のものとの対応であり、たがいに異なる存在の境域からもちだされ、組みあわされて、「逆徒松永久秀に天誅を下すもの(討つもの)」という意味に合成されるのである。「信忠」とは、「松永久秀」と同次元の個性性と歴史性にと条件づけられた存在であり、日常的現実として感覚的に体験しうる対象である。他方、「春日明神」とは、「信忠」のように日常的現実のなかにそのまま現われてくるわけでもなければ、ひとが「信忠」を体験しうるように体験できる存在でもない。それ自体のかたちを具体的に認知できるのではなく、なにかを抛りどころとして、たとえば、「鹿の角の大立物」ふり上げ／＼「攻め」上る「信忠」の英姿から、その「鹿の角」に媒介されつつ湧きだす連想において、観念的に「春日明神」の像を

喚起し、両者を渾然一体化させながら経験しているのである。つまり、日常の感覚的現実として体験できる存在のレヴェルと、それを越えた超感覚的現象として経験する存在のレヴェルとが、重層するところに指示が成立していると言える。

この二つのレヴェルは広義の現実には包摂されるものであろうが、ここでは区別を明瞭にするため、前者に「一次的現実」の名称を与え、後者を「二次的現実」とでも呼んでおくことにしたい。

「一次」から「二次」へと指示が屈接し、畳みあげられ、一種の階層を形成するのに応じて、ことばはそのテクスト特有の相貌に凝りはじめるのである。

「信貴城攻め落さるゝの事」の結尾で、以上のようにことばが作動し、指示の階層化とともに意味を構成していくとき、今またそこに因果の一語が強い磁力を及しているのがうかがえる。

「鹿の角の大立物」(段落Ⅳ)→「鹿の角の御立物」(段落Ⅴ)、と反芻して流れる文脈の中で、〈兜の飾り〉→〈信忠〉、と指示が拡張したところには、〈松永久秀を〉討つもの」という意味づけが成立している。これは、段落ⅡⅣの「松永」に見出せるところの、〈討つもの〉→〈討たれるもの〉と転換する意味の動き——〈因果〉——を撰取することにより成り立つものである。すなわち、〈松永〉を〈討つたもの〉から〈討たれたもの〉へと反転させ、〈因果〉を成就させるためには、今のばあい、〈松永を〉討つもの」としての〈信忠〉という意味づけが妥当なのである。くわえて、この意味が実現されるためには、〈信忠〉→〈春日

明神〉という指示の階層化も要請されている。同じように〈討つもの〉ではあっても、東大寺大仏殿という「三国隠れなき大伽藍」を焼失させた点で、〈討つもの〉を刻印される〈松永久秀〉と、その〈松永〉をさらに〈討つもの〉である〈信忠〉とでは、意味づけにおいて、後者が前者を凌ぐより高い次元にかかわらしめられている。〈兜を飾る鹿の角の立物〉から〈それを着けた信忠〉へと、〈一次的現実〉レヴェルで拡大する指示の段階では、たんに〈討つもの〉を含蓄するに過ぎなかった「鹿の角の御立物」が、〈二次的現実〉に向けて指示を屈接させ、「春日明神」の一語を勧請してくるにいたって、〈討つもの〉を〈誅するもの〉、すなわち神仏の照覧あって悪を降するものとして投影し、意味のパスベクトイヴに今ひとつ興行きを増すのである。指示が〈一次的現実〉と〈二次的現実〉とに渡るところには、意味もまた、〈一次的〉なそれから〈二次的〉なそれへと転身する橋がかりがひそんでいる。

〈一次的〉土台に〈二次的〉挿木が行なわれるさい、ことばの中に強盗返しに似たしかけが作動し、叙述の平面に新しい書割りが迫りあがってくる——しかもそれが、最終的には「因果」の語に収斂してしまう例は、『公記』ではこの「信貴城攻め落さるゝの事」以外にも見出すことができる。その一例として、「今川義元討死の事」(首巻、角川文庫本五五ページ)を挙げてみよう。

筆者は以前、この記事の、「山際迄御人数寄せられ候の処、俄に急雨石氷を投打つ様に、敵の輔に打付くる。身方は後の方に降り

かゝる。杳懸の到下の松の本に、二かい・三かゝの楠の木・雨に東へ降倒るゝ」という叙述と、次の「空晴るるを御覧じ、信長鐘をおつ取て大音声を上げて、すわかゝれ〜と仰せられ、黒煙立て、懸るを見て、水をまくるがごとく後ろへくはつと崩れたり。

弓・鎧・鉄炮・のぼり・さし物、算を乱すに異ならず。／今川義元の塗興も捨てくづれ逃れけり」という叙述との結節点に、「余りの事に熱田大明神の神軍かと申候なり」の一句が出現していることに注目し、これに関して若干の言及を行った。すなわち、この語句が「有ると無いとは、場面全体の趣きがかなり違つたものにな」り、それは前半の豪雨の場面と後半の合戦の場面とを、勢いの凄じさという点で相呼応させ、それが「自然と人間を超越した大いなる力の働きによるものであることを示唆しながら、神話的な高揚された雰囲気の中で叙述を一貫させ」る効果をあげている。要するに、信長の電光石火の勝利が「天の冥慮によるものであり、神の力の加護をうけていたことを」了解させる意図があるのである。そうして、この合戦の帰趨したところを総括する次の文句が繰りだされてくる。

(今川義元) 嗚海にて四万五千の大軍を摩かし、それも御用に立たず。千が一の信長纒か二千に及ぶ人数に扣立てられ、迭死に相果てられ、浅猿敷仕合、因果歴然、善悪二つの道理、天道恐敷候なり。

『信長公記』の叙述について

織田軍団の戦果と今川軍団の敗因とは、やはり「因果歴然」の語が絡んでいるのである。今川義元はかつて、信長から自分の方へ寝返って「重々、忠節申す」山口左馬助・九郎二郎父子を、「御褒美は聊もこれなく、無情無下無外と生害」していた。それが「因」となり、今「山口左馬助が在所へきたり」、「千が一の」信長の手勢にもろくも潰滅させられ、不名譽な「迭死」を遂げるという「果」を招じたわけである。山口父子を「討つもの」である義元を「討たれるもの」へ転落させることで、「討つもの」の座におさまる信長は、義元の所業が非道の烙印を押されるのとは対照的に、その勝利を「天道」にかなった義挙として一段高くもちあげられるにいたる。そのために、ここでは、「信貴城攻め落さるゝの事」における「春日明神」と同じ流儀で、「熱田大明神」なる超自然的存在（二次的現実）を指示することばが、もちぎたらざれるのだ。これにより、泥濘のさなかで繰りひろげられる血みどろの修羅場を、ひとつの摂理のくだる——「因果」の成就される——聖なる空間に変貌せしめる背景が、しつらえられることになる。<sup>注2</sup>

「信貴城攻め落さるゝの事」および「今川義元討死の事」の記事においては、以上のように、〈信忠〉——〈鹿の角の立物〉——〈春日明神〉、〈信長〉——〈急雨〉——〈熱田大明神〉、といったことばの連繋が、〈一次的〉レヴェルと〈二次的〉レヴェルとの重層を形成し、そこから指示対象や意味内容を確立し、天にかわって不義を討つので「討つもの」を表象して、〈善〉のしるしを帯

びるのに反し、〈松永久秀〉〈今川義元〉といった語は、〈討つもの〉から〈討たれるもの〉へと転換する動きの中で、〈悪〉を刻印されているのである。「因果」の語が、しかるべき重みと必然性をもって、これらの叙述にじっくり据えつけられるためには、かかるしくみに基づいてことばが動き出し、組みあわさっていくことが要請されているわけである。

ところで、「因果」ということばそのものは、右にみるとおり、〈討つもの〉と〈討たれるもの〉との「善悪二つの道理」の対立をよびおこし、〈一次的〉レヴェルと〈二次的〉レヴェルとの階層化を生じつつも、両者いずれにも属さない〈三次的〉レヴェルへ、羅針を向けていると考えられる。「因果」が指示するのは、直接目に見え手で触れうるようなそれ自身としての個性性をもった経験対象ではなく、その点では〈二次的〉レヴェルに定位する指示対象と似ていなくもないが、〈二次的〉対象が〈一次的〉対象をいわば憑代として立ち現れてくるのに対し、〈因果〉は、その〈二次的〉対象をも〈一次的〉対象もともに素材化してしまいがら、それらの素材どうしを出会わせ共生させるあり様、換言すれば、それらについて〈叙述されたもの〉相互の關係づけにおいてしか、現わし示しえないものである。たとえば、「信貴城攻め落さるゝの事」において、天正五年「十月十日の晩」のできごとについて〈叙述されたもの〉と、永祿十年「十月十日の夜」のできごとについて〈叙述されたもの〉とを一定の前後關係に纏

めむかたち以外には、「因果」が指示し意味するものは何もないのである。つまり、「因果」によって開示される〈三次的〉レヴェルには、『公記』のテクスチュアそのものに関与する問題が提出されている。

本稿のはじめのところで、筆者は、『公記』のテクストでみると、〈因果〉とは、個々の事象の歯車のひとつひとつが噛み合うさいの、噛み合わせそのものであるとともに、その噛み合わせ方でもあり、また何をしるしにいかにかに了解するかという点にもかかわって、ことばを喚びおこし、テクストを編みあげていくポイントのひとつとなっている」と述べた。「噛み合わせそのもの」としての〈因果〉とは、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述が構成されるばあい、他のことば、たとえば、「松永」「十月十日の晩」「十月十日の夜」「鹿の角の御立物」等が出揃い、それらが指示・意味を成立展開させたところで、ひと纏りに整合したときに、その結晶体として浮かびあがってくるのである。他いずれのことばよりも彼方に位置し、他のことばによってたどりつかれ、他のことばによってはじめてその内容を充実させられ、そのかたちを具現させらるべきものなのである。

これに対し、「噛み合わせ方」としての〈因果〉とは、他のいずれのことばよりも此方にある、「信貴城攻め落さるゝの事」の記事を成立させるさい、どのような語句や表現を取り揃え、それらをどのように編成していくかを左右する指導動機として、テクストの深層にいつもひそんでいる。いふなれば、「噛み合わせ

方」としての〈因果〉は、「噛み合わせそのもの」としての〈因果〉を具体化すべく、ことばを操作するしくみを負っているのである。そこには、〈因果〉のモチーフに解化されて、〈できごと〉の〈できごとらしいかたち〉を分節し構成することで、経験の経験化、現実の現実化に達しようとするいとなみが働いているのである。

「噛み合わせそのもの」としての〈因果〉は、「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストの表層では、段落Ⅱに叙述されたできごとがまず起り、それが〈因果〉となつて、段落Ⅰのできごとを〈因果〉としてもたらず、という関係づけにおいて実現させられている。

しかし、それ以前に「噛み合わせ方」としての〈因果〉が要請される段階では、むしろこれとは逆方向の運動が生じていたと考えねばならない。すなわち、発端にあったのは、段落Ⅰに叙述されることになるできごとで、これが弾き金となつて、対象化のメカニズムが作動しはじめるとき、一定のモチーフ——「噛み合わせ方」としての〈因果〉——を紡ぎだし、その結果、段落Ⅱに叙述されるべきできごとを、いわば事後的に変換させたかたちでひきよせ絡みあわせるのである（「噛み合わせそのもの」としての〈因果〉成立）。つまり、今ここでことばとして成立するできごとの連鎖は、一種の陰画として「噛み合わせ方」の〈因果〉の中で現像され、さらに、具体的な叙述において、「噛み合わせそのもの」の〈因果〉となつて焼きつけられているのである。

「信貴城攻め落さるゝの事」テキスト編成上、〈因果〉とは以

上のように、深層からモチーフとして機能するものと、表層の〈叙述〉として形成されるものとの二重性からなっており、だからこそ、これまで見てきたとおり、「松永」「十月十日の晩」「十月十日の夜」「鹿の角の御立物」等々のことばより特権づけられた位置にあって、これらの「ことばを喚びおこし、テキストを編みあげていくポイント」となりうるのである。畢竟するに、〈因果〉とは、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述空間が、そこで現われまた消え去る敷居のごときものと言えよう。

そこで、これまで述べきった事柄をふまえ、右のごとき〈因果〉の特殊な位相が、「信貴城攻め落さるゝの事」の言葉空間に、どのような体制をしいているか、言いかえると、群がりなすことばの中に〈因果〉は「何をしるしにいかに了解」される軌跡を刻みこんでいるか、それを一瞥することのでつぎの問題に移る足場を設けたい。

「十月十日の晩」(段落Ⅰ)と「十月十日の夜」(段落Ⅱ)との指示と意味の様相を探りながら、既に確認したことはあるが、「信貴城攻め落さるゝの事」の段落Ⅱと段落Ⅰとの間に立てられた因果関係は、あくまでも、〈叙述されたもの〉と〈叙述されたもの〉との間でのみ成立可能な関係づけとして押さえるべきである。そこには同語反復的な構造が顔をのぞかせている。すなわちこのばあいの〈因果〉——〈因果〉関係は、〈a〉→〈b〉という発展的運動態ではなく、「月日時刻易らざる」かたちに截りぬかれて、〈a〉

「あ」でも図式化するほかない循環的な回路をつくり出しているのである。〈松永久秀〉という行為の主体へ討つものが、行為の対象へ討たれるものゝに転回する動きはみとめられる。しかし、その結果その場にとり出され連繫させられたでございとうしは、相互に酷似したシルエットに塗りつぶされ、いわば上下左右を入れ替えただけのような対称的な向かいあわせで浮かびあがっている。

両者の叙述を比較してみると、へとき（いつ）とへところ（どこで）とに重なりあうもの——「十月十日の晩」と「十月十日の夜」、東大寺と信貴山城（ともに所在地は奈良）——をもち、へだれが」という行為の主体——松永久秀、織田信忠——が、へなにを」という行為の対象——大仏殿、松永久秀およびその一党——を、いずれもへ夜責」によって焼き滅ぼすという基本図柄に纏めることができる。これらの「易らざる」しるしすなわち重復するもの繰りかえすものを、ひとつの撰理のかたちに配して、その回帰の相に有為転変を判読しようとするとき、〈因果〉は〈因果〉として了解されるのである。

つまり、似たものから似たものへの反復連鎖を骨子とする〈因果〉のモチーフにフィードバックしながら、ことばを紡ぎだしてキストを織りあげていく「信貴城攻め落さるゝの事」にあっては、ことは相互間にはたがいがたがいを模倣し繰りかえしていくような回路がめぐっており、その中で発現する指示機能や意味内容も、このしくみを刻印されているのである。たとえば、「炎焼」「焼

死」の二語は、この表現機構にとりこまれていくかぎり、「炎焼」〈因〉——「焼死」〈果〉の脈絡を決定されており、そこでは両者共通の内容——焼け滅ぶ——が前面にひき出され、反芻されることになる。別種のコンテキストにおいてなら実現可能な、固有のものを喚起する働きも、今のばあいは潜勢力としてそのかげに封じこめられるのである。このような装置が、「信貴城攻め落さるゝの事」の叙述には施されていることを念頭において、以上にとりあげたことばを整理してみると、

	段落Ⅰの できごと	段落Ⅱの できごと	捨象され るもの	抽象され るもの
へい つ	（天正五年） 十月十日の晩	（永禄十年） 十月十日の夜	年代の上から みた非可逆性	日付・刻限の 上での符合
へだれが	秋田城介信忠	松永（久秀）	個別の存在と しての固有性	〈討つもの〉 としての役割
へどこで	（奈良） 信貴山城	（奈良東大寺）	地域上の特殊 条件	空間上の隣接 性
へなにを	松永（久秀）	大仏殿	〈ひと〉と〈も の〉との範疇 の差異	〈討たれるもの〉 としての役割
へどうした	夜責 焼死（サセル）	（夜討） 炎焼（サセル）	各できごとの歴 史的な特性—— 回帰的な状況	各できごとと相互 の間で共通し反 復される状況

\*（一）内のことばは本文には直接出てこないが、文脈からそれと読みとれるものをあげる。

一応、右のようになる。〈因〉——〈果〉、〈討つ〉——〈討たれる〉の両極にとりわけられ、牽引される過程で、個々の日付、人名、

地名等からは、限定的個性的彩りが稀薄となり、〈討つとき〉——〈討たれるとき〉、〈討つもの〉——〈討たれるもの〉、〈討つところ〉——〈討たれるところ〉等の抽象的一般的な迷彩を施され、類型にしあげられていくのがわかる。この両極の転換点、〈討つこと〉と〈討たれること〉とが交叉する軸心に位置して、〈因果〉を切り結ばせる人名すなわち「松永」の、〈討つもの〉〈討たれるもの〉の両義的重なりは、やはり最も注意しておかねばならないものであろう。これと対蹠的に、一方では、「十月十日の晩」と「十月十日の夜」との時間表記の符合、東大寺大仏殿と信貴山城との〈奈良〉を共通項にする空間上の隣接、〈鹿の角の立物〉と〈信忠〉との換喩的關係など、それらの収束点にうかんでくる「春日明神の所為」があり、ここにも〈因果〉の実現が含意されているのではあるが、それはいうなれば聖化されたかたちでの現われとなっている。この系列が構成する聖のコンテキストにおいては、そこにとりこんだ固有名詞を、〈因果〉の成就される空間・時間・行為主体として、特別に価値づけあらたな意義で象るのである。要するに、「信貴城攻め落さるゝの事」の文脈では、ことばの指示や意味における類型的側面と特殊の側面とが、前者によって後者が完全に消去されてしまうというのではなく、前者を強調しきわだたせる素材として後者を潜勢化することで、前者の類型性が後者の特殊性の〈地〉から〈図〉として浮かびだす關係を成立させているのである。

「十月十日の晩に……」から「諸人舌を巻く事」まで、すべて

『信長公記』の叙述について

のことばが出揃い、絡みあわされたとき、そこに描きだされるアラベスクは、〈因果〉の二文字をなぞっている。ということとは、「因果」が指示し意味するものは、「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストの場そのものにほかならず、究極的には、〈因果〉それ自体なのである。ひとつの問題がそこにはらまれていた。「信貴城攻め落さるゝの事」では、事件報告のさいに必要な〈なぜ〉という理由づけの部分が、その叙述から脱けおちているのだ。なぜ、松永久秀は大仏殿を焼きはらったのか。なぜ、ほかならぬ織田信忠が春日明神の加護をうけられたのか。言いかえれば、大仏殿炎上の張本人たる松永久秀討伐——〈因果〉の成就——の荷い手が、なぜ、信忠でなければならなかったのか。そもそも、織田、松永の両勢力が鏑を削ってわたりあわねばならぬ状況の背後には、どのような現実がすえられていたのだろうか——こういった問いかけは、「月日時刻易らざる事」をあげつろい、〈炎焼〉と〈焼死〉とを同類項にくくり、「鹿の角の御立物」に春日明神の冥助をみる「信貴城攻め落さるゝの事」のコンテキストにおいては、発せらるべき関与性をもちえず、その欠落をしるしづけられることもなく、いっさいは〈因果〉のひとつことに呑みこまれてしまう。始まりも終りもそこにあるとしたら、〈因果〉は〈因果〉であるとしか言いようがなく、現実の上に客観的な対応物をもたない〈叙述されたもの〉どおしの關係である以上、他のことばを息づかせ展開させても、それ自身は開示するものをもたぬ不可視の真空域として、テキストを穿ち限定づけているのである。したが

って、指示するもの・意味するものである〈因果〉によって、指示されたもの・意味されたものである〈因果〉は、実際には、いつまでも他のことばからことばへ送りかえされるだけであり、その循環を絶ちきれぬまま、ことばの輪舞の中に凍結されてしまうのだ。以上が、「信貴城攻め落さるゝの事」のテキストで最終的に見出せることがらであり、〈因果〉は、いわば限界点として、できごとのことばをことばのできごとに変換させるのである。

「信貴城攻め落さるゝの事」の個々のことばは、〈因果〉という限界点に収斂することで、すなわち、「松永」「十月十日の晩」「鹿の角の御立物」「春日明神」等が、それぞれにあつてはへ一次的〈ないし〉二次的〈レヴェルに定位させていた表現価値を、へ三次的〉レヴェルへ畳みあげられ、類型化と抽象化の連鎖を形成させられることによって、事実そのままの世界から限られしるしづけられた境域を出現させているのである。テキストの顔を決定し、〈叙述されたもの〉の構造と、事実そのものの構造との非連続性、非対称性を標示して、分析の鍵となることば——それが限界点である。そこで見出せるのは、あくまでも、あることについてあることを語るしくみの中で、ことばが群がりよせ、組織されていく光景に過ぎない。

一斑を見て全豹を卜す、というわけで、『公記』巻十のごく短い記事を取りあげ、そのなかで語と語とがどのように出会い組みあわさりながら、一纏りのテキストに構成されていくかを、甚だぎこちない手つきで解剖してみた。そこからくる独断と偏見と未熟を覚悟しつつ、以上の作業によって自分なりにひき出した問題を、つぎには、『公記』全体のテキストとの関係において考えてみなければならぬだろう。『公記』全体において最大の限界点に位置づけられることばとは何か。筆者は、今のところ、「信長」の一語にそれを予想しているのだが、まだそこからどのような指示や意味の磁場が開示されるものなのか、十分にきわめつくすところまでにはいたっていない。したがって、これを一応これからの課題として、より細くテキストを掘り下げつつ、フィクションとノンフィクションの境界の問題もあわせ考えていくことにしたい。

(J)

註1 池田家文庫本『信長記』などでは、二箇所とも「鹿の角の御立物」につくる。

註2 拙稿「太田牛一『信長公記』における信長像」『論究日本文学』(こばやし・けいこ 本学大学院研究生)